



## 武道の礼法—伝統の再構成—

中 村 民 雄

福島大学教授

### 1. はじめに

礼やマナーとは、個人の心の問題が社会的なかわりをもち、異なる価値観をもった人との間で折り合いをつけなければならなくなった時、人間関係をスムーズにするためのルールや文化のことなのである。また、人のあいさつ行動は、人と出会うからあいさつをするのではなく、あいさつをするから人との出会いが生まれるのであり、人間関係を円滑にするための必要性から生まれた、生活の知恵なのである。つまり、礼は文化の一形態であり、生活を如何に円滑にするかという必要性から編み出された知恵なのである。

したがって、時と場所によっては当然変化するし、中には説明のつかないようなこじつけもまかり通ることがある。武道の礼法が非常に形式張って見えるのは、日本の芸道に共通する見られることを意識した「様式美」が追求されてきたからである。

本論稿では、武道の礼法を近代学校教育への採用という視点から概観することとする。中でも、武道の礼法が問題となった日露戦争後の明治40年前後と、太平洋戦争が勃発する昭和16年前後の時期に焦点を当てて論じることとする<sup>1)</sup>。もちろん、武道の礼法は単独で問題となった訳ではなく、修身科の教材である「作法」教授要項や陸軍・警察礼式とも軌を一にした礼法であることをお断りしておく。

### 2. 作法教授要項—和洋の折衷—

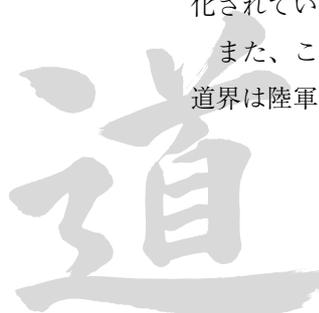
近代学校教育制度下における礼法問題が最初に持ち上がったのは、日露戦争後の明治38年のことである。そこで問題となったのは、女生徒の立ち姿において爪先を開く体操と爪先を閉じる作法との調和であった。明治38年(1905)11月30日、文部省の諮問をうけて普通教育における体操遊戯を調査していた取調会は報告書の中で、良妻賢母教育をおしすすめる女学校における「体操と作法との調和」について、特に問題となっていた爪先の開閉を次のように報告した<sup>2)</sup>。

(一) 直立ノ姿勢 作法ニ於テハ足尖ヲ閉チ頭部ヨリ一直線ニ近カラシメントスルヲ直立ノ姿勢トナス  
モ体操ニ於ケルガ如ク足尖ヲ開キ胸部ヲ張り両肩ヲ後方ニ引クヲ可トス

今日からみれば、たかが爪先の開閉問題ではあるが、そこには和服から洋服へ、近代的な日本女性への解放運動が伏線としてあった。

いずれにしても、この体操と作法との調和問題がきっかけとなって、学校における礼法全般の見直しが始まり、明治44年(1911)には小学校と師範学校・中学校の作法教授要項がそれぞれまとめられた<sup>3)</sup>。ここではまず坐り方が問題となり、「座ニ著(ママ)クニハ両足ヲ揃ヘテ両手ヲ膝ニ添ヘ、左足ヲ少シク引キ先ツ左膝ヲ突キ、次ニ右膝ヲ突クト共ニ両膝ヲ揃ヘテ坐スヘシ」とされ、起ち方は「座ヲ起ツニハ両手ヲ膝ニ置キ先ツ両足ヲ爪立テ右膝ヲ少シク立テ上体ヲ屈セサルヤウニ徐ニ立上ルヘシ」と決められた<sup>4)</sup>。この時は主に児童・女生徒の作法問題が中心であったため、女性の「左坐右起」方式が採用された<sup>5)</sup>。しかし、そのことが後に男子の座作進退や武道の礼法にも影響し、「右坐左起」から「左坐右起」へと一本化されていった<sup>6)</sup>。

また、ここでは立礼の形式として「最敬礼」「普通礼」と相互の「会釈」の三種類を示しているが、剣道界は陸軍・警察礼式の立礼を参考に、より明確な「三節の礼」として形式化していった。大日本武徳会



主任教授内藤高治が語ったところによると、「三節とは、一者武の祖神に対する礼、二者師に対する礼、三者生徒相互間の礼」のことで、これを剣道の礼法として全国的に広めていった<sup>7)</sup>。さらに、武道場内で二列に整列して着座し、正座―黙想―座礼といった一連の動作も整えられていった。これなどは、体操教授法の一斉指導方式を援用して屋外で行っていた武術体操法（木刀・竹刀などの基本操作を一斉に行う体操）を武道場用にかえた整列法である<sup>8)</sup>。この礼法などは、まさに和洋を折衷したものであると言える。

他方、この時期、神道界をも巻き込んで大論争となっていた「左右尊卑」については、「日本室ノ上座・下座ハ通例床アル方ヲ上座トシ、床ナキ場合ハ入口ヨリ遠キ方、若クハ正面ノ方ヲ上座トス」とし、ここでは向かって右側を上位とする伝統的な考え方を踏襲することが決まった<sup>9)</sup>。これと同じ方針が、大正2年（1913）6月12日の「御真影下賜に関する通牒」にも、「奉掲の位置は右を以て天皇陛下の御位とし、即ち向つて左順次左へ皇后皇太后両陛下皇太子殿下の御位とせらるべき事」と、示されている<sup>10)</sup>。

しかし、大正4年（1915）11月10日、大正天皇の即位礼の時から天皇・皇后の立ち位置が、「国際慣例としては、上位は向かって左側ということになって」いるから、これを機に、公式の行事は「尚右（向かって左を尊ぶ）」の考え方に変更されたという<sup>11)</sup>。そのため、御真影の奉掲順序も、向かって左から天皇陛下、皇后陛下、明治天皇、昭憲皇太后の順に改めることが大正9年（1920）10月15日に文部次官より各地方長官宛てに通知された。ここに、それまでの左右尊卑の考え方は逆転することとなった<sup>12)</sup>。また、これにともなって東京では、ひな人形の飾り方までもが左右逆転し、向かって左側に男雛、右側に女雛を飾るようになった<sup>13)</sup>。ただし、京びな人形はそれまでどおり向かって右側に男雛、左側に女雛を飾っている<sup>14)</sup>。

なお、武道の礼法との関係では、明治45年に制定された大日本帝国剣道形（現在は、これを「日本剣道形」と称している）の打太刀と仕太刀の立ち位置が問題となるが、この時は制定されたばかりで、打太刀は正面に向かって右側、仕太刀は左側のまま行われることとなった<sup>15)</sup>。

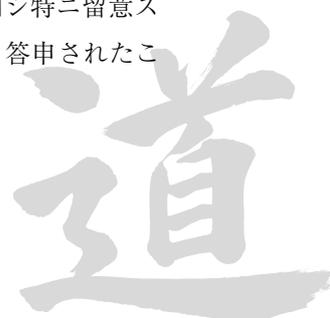
このように、作法の和洋折衷が進んだことにより、礼法の基準ともいえる「左右尊卑」が変わったり、男女の座作進退の形式が女性式に一本化されたことがわかる。それにともなって、武道の礼法もかわったことがわかる。

### 3. 礼法要項の作成―伝統の再構成―

次に礼法が大きく変わったのは、昭和16年（1941）に文部省が『礼法要項』を制定したときである。これは、明治44年に出版された『師範学校・中学校作法教授要項』の改訂版として出されたもので、学校のみならず一般社会においても広く行き渡るように作成された「国民礼法」として機能した<sup>16)</sup>。

ここではまず、立礼をする場合の頭を下げる角度が、最敬礼は「指尖が膝頭の辺に達するのを度（約四十五度）」、敬礼は「上体を徐に前に傾ける（約三十度）」、会釈は「上体を徐に前に傾ける（約十五度）」と決められた<sup>17)</sup>。この礼法が剣道の「三節の礼」と合体して、「神前への礼（四十五度）」「師への礼（三十度）」「同輩への礼（十五度）」という頭を下げる角度となって、今日に及んでいる<sup>18)</sup>。しかし、起居については「坐るには片足の爪先を僅かに引き、又は出して静かに膝を折り、片膝をつく」とだけ述べられている。また、その解説書では「起つときは、下座の足を出し、坐るときは上座の足を引くか、又は下座の足を出す」と、明治44年以前の方法に戻ってしまった感がある<sup>19)</sup>。

また、この期に武道の礼法が大きくかわるきっかけとなったのは、昭和11年（1936）5月5～7日に開催された文部省主催の体育運動主事会議において、「学校ニ於ケル剣道柔道等ノ実施ニ関シ特ニ留意スベキ事項如何」が諮問され、「設備ニ関スル事項」の中で「道場ニハ神棚ヲ設クルコト」と答申されたことが影響している<sup>20)</sup>。





そもそも、「道場」ということばは、梵語の bodhi-manda の訳語で、菩提樹下の金剛座を指すことばである。菩提道場あるいは菩提場ともいい、仏道修行の場所のことである。つまり、仏教修行の場に神棚を併設することがそもそもおかしいのである<sup>(21)</sup>。しかし、日中戦争が泥沼化し、国民の思想統制が強化され、国家総動員体制へと突き進む現況にあっては、おかしいという声すら起きなくなっていた。

昭和 15 年（1940）8 月 1 日、講道館館長・南郷次郎の名前で作された「柔道修行者礼法」は、「正坐ヨリ立上ルニハ、先ヅ上体ヲ浮カシ両足ヲ爪立テ、立上ル準備ヲナシ、次ニ坐ルトキト反対ニ左膝ヲ立テ、其足ニ重ミヲ託スル気持ニテ立上リツ、右足ヲ左足ニ揃」えるもので、講道館が創設以来とってきた「右座左起」方式を改めて訓告した<sup>(22)</sup>。しかし、軍部を中心とする講道館つぶしはすさまじく、貴賓席への神棚設置（昭和 12 年 1 月 10 日）とともに、礼法ものに武徳会方式の「左座右起」へと改正せざるを得なくなった<sup>(23)</sup>。昭和 17 年（1942）3 月 21 日、厚生・文部・陸軍・海軍・内務五省共管の大日本武徳会が政府の外郭団体として設立され、講道館はその包摂団体の一つに組み込まれた。そのことにより、翌昭和 18 年 10 月 5 日、講道館も武徳会方式の「左座右起」へと礼法を変更し、ここに武道の礼法が統一されたのである<sup>(24)</sup>。

このように武道の礼法は、国家武道への一体化という強制力や神棚の設置によって、ようやく伝統の再構成が成し遂げられたのである。戦後は、このときに決まった「左座右起」方式が武道の礼法として広く行われるようになり、それが古くから行われている伝統であるかのような様相を呈している。しかし、それとて戦時中に一本化されたものであることを改めて明記しておく。

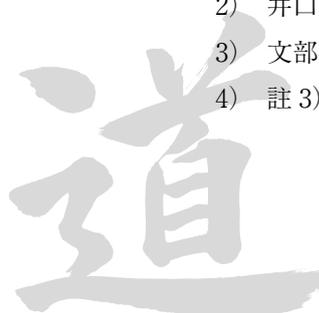
#### 4. 結び

幕末から明治 20 年ころまでの武道の礼法は、すべて蹲踞礼であった。そのことは、堀正平の前掲書「第二期の試合礼」に、「双方道場の中程に進み、立礼はせず直に蹲踞（折敷）し、右手を下げたて会積し、抜合せて立つた。但し陸軍は明治二十六年から片手剣術（双手剣術は日露戦争後）で立礼を行つた。」と述べられていることからわかる<sup>(25)</sup>。

このように、剣道の試合で抜刀しながら蹲踞するのは、もともと蹲踞姿勢から右膝頭・右手を床につける礼法、もしくは蹲踞姿勢から両手指を床につける指建礼を行っていた、そのなごりである<sup>(26)</sup>。また、かつて柔道は座礼から試合をはじめていた（1967 年制定の「国際柔道試合審判規程」において、試合は立礼から始めることが明記され、座礼を認めなくなった）。それまでは、剣道の蹲踞礼もしくは両膝頭を畳につけて踵を爪立て両手をついて礼をする座礼方式をとっていた。昭和に入り、足の甲を畳に付ける正座方式にかわったが、座礼そのものは決して古くから行われていたものではない<sup>(27)</sup>。つまり、武道の礼法は一見古くように見えるが、実は明治末から昭和（戦前期）にかけて和洋を折衷したり、伝統を再構成したりして作り上げてきたものなのである。

#### 本文註

- 1) 武道の礼法については、拙著「武道場と神棚（1）」（『福島大学教育学部論集—社会科学部門—』第 39 号、35～51 頁、1986 年）。「武道場と神棚（2）」（『福島大学教育学部論集—社会科学部門—』第 42 号、1～17 頁、1987 年）を参照のこと。
- 2) 井口あくり他『体育之理論及實際—附録・体操遊戯取調報告—』国光社、454 頁、附録 38 頁、1906 年。
- 3) 文部省編『小学校作法教授要項』宝文館、1911 年。『師範学校・中学校作法教授要項』宝文館、1911 年。
- 4) 註 3) の『師範学校・中学校作法教授要項』宝文館、6 頁、1911 年。



- 5) 小笠原清信『小笠原流』（学生社、1967年）の「立ち方の基本」において、「昔は男は左足から、女は右足から立つことが原則であった」と述べられている。
- 6) 柔道「固の形」においては、昭和10年ころを境に「右膝を畳につける姿勢から、左膝を畳につける姿勢に変わっている。」ことが明らかとなっている（秋山秀博ほか「柔道の技の技術的發展過程について（1）一戦前の投の形・固の形を中心として」『武道学研究』第32巻2号、50頁、2000年）。
- 7) 内藤高治「剣道講習法（其二）」（『武之世界』第1篇第2号、74頁、明治45年5月）。三節の礼は、明治41年に発布された「戊申詔書」の影響を強く受けたもので、地方改良運動と軌を一にしている。
- 8) 堀 正平『剣道礼儀考』（剣道考古館、10頁、1941年）において、「今の様に一同揃うて、敬礼する様になったのは、明治三十余年頃が始まりらしい」と述べている。
- 9) 註4)に同じ、27頁。
- 10) 『神社協会雑誌』第137号、47頁、大正2年7月15日。
- 11) 外務省外務報道官編『やさしい国際儀礼—プロトコールA&B—』世界の動き社、1985年。
- 12) 『文部時報』第19号、大正9年11月1日。
- 13) 斎藤良輔『ひな人形』法政大学出版局、110～123頁、1975年。甫守謹吾『誤った作法・誤り易い作法』有文書院、243頁、295頁、1932年。
- 14) 他にも、歌舞伎の舞台は向かって右側を上手、左側を下手という。また、京都の左京区は京都御所の左手に位置するように、古い式制も残っている。
- 15) 剣道形において、再び立ち位置が問題となったのは、昭和56年12月7日制定の『日本剣道形解説書』（全日本剣道連盟、1981年）の作成過程である。ここでは、「打太刀、仕太刀の位置については、必ずしも打太刀を上座に向かって、右側にしなくてもよい。」（2頁）とされた。
- 16) 『文部省制定礼法要項』北海出版社、全64頁、1941年。礼法研究会『礼法要項解説』皇国青年教育協会、全300頁、1941年。
- 17) 註16)『文部省制定礼法要項』に同じ、1～4頁。
- 18) 小川哲一『国民学校武道（剣道）参考書』自刊、29～30頁、1944年。
- 19) 礼法研究会『礼法要項解説』皇国青年教育協会、78頁、1941年。
- 20) 『自大正十三年度・至昭和十四年度 体育運動主事会議要録』文部大臣官房体育課、206頁、1940年。昭和7年当時、全国の中学校550校（534校回答）への調査では、神棚を設置する柔道場211校（39.5%）、剣道場252校（47.2%）である（塩谷宗雄「武道の教育的考察」（『師範大学講座体育・第2巻』建文館、1935年）。ただし、これ以降、急速に武道場へ神棚が掲げられるようになる。
- 21) 望月信享『仏教大辞典・第4巻』世界聖典刊行会、3897～3898頁、1960年。拙著『今、なぜ武道か—文化と伝統を問う—』日本武道館、178～185頁、2007年参照のこと。
- 22) 『柔道修行者礼法』講道館、3～4頁、1940年。
- 23) 『柔道』第8巻3号、口絵（貴賓席に神殿を設置した理由を嘉納自身が述べている）、昭和12年3月。
- 24) 『大日本武徳会柔道修練者礼法』大日本武徳会、1頁、1943年。
- 25) 拙著『今、なぜ武道か—文化と伝統を問う—』日本武道館、117～123頁、2007年。
- 26) 註25)に同じ、120～122頁。
- 27) 註25)に同じ、127頁。

